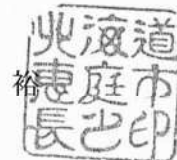


恵庭市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 6 月 2 7 日

恵庭市長 原 田



恵庭市規則第 2 7 号

恵庭市営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

恵庭市営住宅条例施行規則（平成 9 年規則第 2 5 号）の一部を次のように改正する。

現行	改正案
第 1 条～第 4 条（略） （優先入居者の資格） 第 5 条 条例第 9 条第 3 項の規定により市長が割当をした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる場合は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に掲げる要件を具備しているものとする。 (1) 18 歳未満の子を扶養している寡婦_____ ____ 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)が死別し、又は離婚した <u>女子</u> であって、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていない者で、その者が 18 歳未満の子を扶養し、かつその子と同居しようとする こと。 (2)～(5)	第 1 条～第 4 条（略） （優先入居者の資格） 第 5 条 条例第 9 条第 3 項の規定により市長が割当をした市営住宅に優先的に選考して入居させることができる場合は、次の各号に掲げる者が、それぞれ当該各号に掲げる要件を具備しているものとする。 (1) 18 歳未満の子を扶養している寡婦 <u>又は寡夫</u> 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)が死別し、又は離婚した <u>者</u> であって、現に婚姻(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む。)をしていない者で、その者が 18 歳未満の子を扶養し、かつその子と同居しようとする こと。 (2)～(5)
第 5 条の 2～第 45 条（略） （明示事項） 第 46 条 市長は、入居者の公募に <u>あたっては</u> 、	第 5 条の 2～第 45 条（略） （明示事項） 第 46 条 市長は、入居者の公募に <u>当たっては</u> 、

現行	改正案												
条例第 6 条第 2 号、第 15 条第 2 項第 2 号、第 16 条第 2 項第 1 号、第 60 条第 5 号及び第 72 条から第 74 条までに規定する事項を明示して行うものとする。 第 47 条～第 52 条 (略) 第 53 条 (略) 別表 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>柏陽団地</td><td>恵庭市柏陽町1丁目11番、柏陽町1丁目12番、柏陽町4丁目1番、柏陽町4丁目2番、柏陽町4丁目13番、<u>柏陽町4丁目14番</u></td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table> 第 1 号様式～第 57 号様式の 2 (略) 第 58 号様式(第 53 条関係) (略)	名称	位置	柏陽団地	恵庭市柏陽町1丁目11番、柏陽町1丁目12番、柏陽町4丁目1番、柏陽町4丁目2番、柏陽町4丁目13番、 <u>柏陽町4丁目14番</u>	(略)		条例第 6 条第 6 号、第 15 条第 2 項第 2 号、第 16 条第 3 項____、第 60 条第 5 号及び第 72 条から第 74 条までに規定する事項を明示して行うものとする。 第 47 条～第 52 条 (略) (指定管理者による管理に係る準用) 第 53 条 <u>条例第 70 条の 2 第 1 項の規定により市営住宅等の維持管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が行う手続等については、この規則の規定に準じて行うものとする。</u> 第 54 条 (略) 別表 <table> <tr> <th>名称</th><th>位置</th></tr> <tr> <td>柏陽団地</td><td>恵庭市柏陽町1丁目11番、柏陽町1丁目12番、柏陽町4丁目1番、柏陽町4丁目2番、柏陽町4丁目13番____</td></tr> <tr> <td colspan="2">(略)</td></tr> </table> 第 1 号様式～第 57 号様式の 2 (略) 第 58 号様式(第 52 条関係) (略)	名称	位置	柏陽団地	恵庭市柏陽町1丁目11番、柏陽町1丁目12番、柏陽町4丁目1番、柏陽町4丁目2番、柏陽町4丁目13番____	(略)	
名称	位置												
柏陽団地	恵庭市柏陽町1丁目11番、柏陽町1丁目12番、柏陽町4丁目1番、柏陽町4丁目2番、柏陽町4丁目13番、 <u>柏陽町4丁目14番</u>												
(略)													
名称	位置												
柏陽団地	恵庭市柏陽町1丁目11番、柏陽町1丁目12番、柏陽町4丁目1番、柏陽町4丁目2番、柏陽町4丁目13番____												
(略)													

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。